

山口県報

令和2年
4月10日
(金曜日)

目 次

○告示

解除予定保安林（下関市）（森林整備課）……………

山口県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和二年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

下関市豊田町大字稲見字古森四二七・四三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四四五、四四六、四四八・一〇一七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇一八四の二、字仮宿一〇二一六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。）

令和二年四月十日印刷

発行人所

山口県知事庁